千葉市経営開始資金交付要領

１　趣旨

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組みを講じていく必要がある。

このため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、予算の範囲内において千葉市経営開始資金（以下「資金」という。）を交付することにより、農業への人材の一層の呼込みと定着を図る。

なお、本事業の実施に当たっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月２９日付け３経営第３１４２号農林水産事務次官依命通知）、農業次世代人材投資事業等交付要綱（平成２４年８月２１日付け担い手第６９１号制定）及び千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和４年４月１日付け担い手第３９６号制定。以下「県要領」という。）に定めるほか、本要領に定めるところによる。

また、県要領第６の２の経営開始資金等（８）申請窓口及び県要領第７の２の経営開始資金等（９）申請窓口を除き、県要領中「市町村が」、「市町村は」、「市町村に」及び「交付主体」とあるのは、これらをそれぞれ「市長が」、「市長は」、「市長に」及び「市長」と読み替えて適用する。

２　交付要件等

（１）資金の交付要件、交付金額、交付期間、交付停止及び返還については、県要領第５の２経営開始資金等の規定を準用する。

（２）次に掲げる事項に該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

３　交付対象者の手続

資金の交付を受けようとする者及び交付対象者が行う手続については、県要領第６の２経営開始資金等の規定を準用する。

４　市の手続

（１）市長が行う審査、承認、交付、確認等の事務については、県要領第７の２経営開始資金等の規定を準用する。

（２）市長は、県要領第６の２経営開始資金等（３）の規定による交付申請があったときは、交付対象者の要件を満たすか否かについて審査し、資金の交付の可否を決定し、経営開始資金交付決定・却下通知書(様式第１号)により、当該資金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

５　交付対象者情報の共有

交付対象者情報の共有については、県要領第７の３交付対象者情報の共有の規定を準用する。

６　効率的かつ適正な執行の確保

本事業の執行については、県要領第１１効率的かつ適正な執行の確保の規定を準用する。

７　様式

この要領に基づく申請書その他の様式は、様式第１号のほか、県要領に定める様式を使用するものとする。

附　則

この要領は、令和４年８月１９日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年７月２日から施行する。

様式第１号

千葉市指令　　第　　号

様

経営開始資金交付決定・却下通知書

年　　月　　日付けで申請のあった経営開始資金の交付について、次のとおり決定したので、通知します。

年　　月　　日

千葉市長　　印

□交付決定

交付決定額	円
今回決定する 交付対象期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日

□却下

理由	

（審査請求等について）

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。